

特定口座

源泉徴収あり

利子所得

特定公社債の利金
公募公社債投信の
分配金

譲渡所得

上場株式、公募投信
や特定公社債の譲渡
損益、特定公社債の
償還差損益

配当所得

上場株式の配当、
公募株式投信の
配当

年間の譲渡損益、利子及び配当所得を金融商品取引業者等が
計算（譲渡損と通算）し、源泉徴収（所得税15%、住民税5%）

源泉徴収なし

譲渡所得

上場株式、公募投信や特定公社債の譲渡
損益、特定公社債の償還差損益

特定口座年間取引報告書

金融商品取引業者等が作成

申告不要

口座内での源泉徴収で完了
確定申告の必要はない。

通算損益による申告不要もしくは
申告を選択することが出来る。

確定申告

取引報告書を元に確定
申告を行う。

一般口座

確定申告

お客様ご自身で年間
の譲渡差損益を計算
して確定申告を行う。

平成 28 年 1 月 1 日より日本国債や米国債、ブラジル国債等の特定公社債の利金や譲渡・償還差損益は申告分離課税の対象となり、他の公募投信や上場株式の譲渡所得と損益通算が可能となります。また従来は一般口座で預りとなっていた特定公社債は特定口座にて取り扱うことが可能となります。特定口座を利用すると年間取引報告書による簡易確定申告が可能となることや特定口座内にて金融商品取引業者が損益通算による源泉徴収を行うことで確定申告が不要になるなど（申告もしくは不要を選択します）納税手続きを簡便に済ませることが出来ます。

またブラジル国債の利金については金融商品取引業者にて源泉徴収されますが、みなし外国税額控除に相当する額を上限として確定申告にて還付請求することが出来ます。特定口座にて申告不要（損益通算を行う）を選択した場合でも確定申告にて還付請求する必要があります。